

漁家子弟支援事業実施要領

第1 趣旨

この実施要領は、高知県漁業就業総合支援事業の漁家子弟支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 審査会

1 一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事項について協議するため、漁業協同組合（以下「漁協」という。）、市町村、県等による審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

- (1) 事業実施の適否
- (2) その他この事業の目的を達成するために必要な事項

2 審査会の会長は、センターが務めるものとする。

3 その他、審査会の運営については、別に定める審査会運営要領によるものとする。

第3 事業の内容等

1 この事業は、センターが漁業後継者の育成に向けて漁家子弟の漁業への新規就業を支援するものとする。

2 この事業の対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 3親等以内の親族が経営する漁業への就業を予定している者。
- (2) 義務教育を修了し、事業開始年度の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。ただし、就業先を経営する親族が保護者でない場合は、保護者の同意が得られていること。
- (3) これまでに累積1年以上、漁業を営み又は従事（短期間のパート及びアルバイトは除く。）したことがない者のうち、国又は地方公共団体にかかる予算において実施した事業による漁業研修等を受講していない者。
- (4) 審査会において事業の実施が適当であると認められた者。
- (5) 審査会前に地区を所管する漁業協同組合の理事会又は地区委員会において、事業の実施が承認されている者。
- (6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (7) 別表1に掲げるいずれにも該当しない者。

3 この事業の手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 新規就業者は、センター職員等と面談を行い、事業の内容について十分に理解したうえで、漁家子弟支援事業申請書（別記第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を付し、センターへ提出する。
- (2) 申請書の提出を受けたセンターは、申請書の内容及び第3の2の（5）に規定する承認が得られていることを確認したうえで、審査会を開催する。
- (3) センターは、審査会において事業の妥当性について審査し、その結果を新規就業者に別記第4号様式により通知する。
- (4) 新規就業者及び受入者は、センターが指定する方法によりハラスメント対策に関する研修を

受講し、任意の様式により受講結果を取りまとめた報告書をセンターに提出すること。

- 4 この事業の対象経費及び支払内容等は、別表2及び3のとおりとする。ただし、対象経費の認定にあたり、支払関係書類等に不備があった場合は、支払の対象とならないことがある。
- 5 この事業の対象となる内容、期間等は次に掲げるとおりとする。
 - (1) この事業の対象となる期間は、原則1年以内とする。
 - (2) 事業実施期間中、新規就業者は漁家子弟支援事業日誌（別記第2号様式）（以下「日誌」という。）を記入し、1月ごとに漁協を通じてセンターに提出しなければならない。
 - (3) 新規就業者は、センターが開催する共通座学研修の受講を必須とし、受講する回数等については、センターの指示に従うものとする。
 - (4) 漁業への従事が困難となる事由が生じた場合は、審査会、受入先及び新規就業者と協議のうえ、事業を中止することとする。ただし、次に掲げる事項に該当するものについては、センターは、当該新規就業者に支払った生活支援金の全額の返還を請求するものとする。なお、新規就業者の死亡、精神又は身体の重度障害その他審査会がやむを得ないと認めるときは、生活支援金の全部又は一部の返還を免除することができる。
 - ア 新規就業者が、事業開始後6か月を超えてから事業を中止したとき。
 - イ 新規就業者が、事業終了後において速やかに漁業に従事しなかった場合。ただし、新規就業者が独立して漁業を営もうとするときは、事業終了後から1年以内に漁業経営を開始しなかった場合。
 - ウ 新規就業者が、事業終了後において漁業経営を開始又は従事してから2年以内に漁業を営む又は従事する日数について、当該地区を所管する漁業協同組合の定款で定める正組合員資格の要件を満たさなくなると認められた場合。
 - エ 名義貸しや申請書、日誌等への虚偽記載等の対象経費の受理を目的とした悪質な行為が認められた場合。
 - オ その他悪質とみなされる行為があった場合。
- (5) センターは、(4)のアからオまでに掲げる事項に該当する場合（新規就業者の死亡又は精神若しくは身体の重度障害により生活支援金の全部の返還を免除する場合を除く。）は、審査会での協議により返還を請求する額又は返還の免除を決定するものとし、審査会での意見が賛否同数等により協議が整わない場合は、審査会での意見を踏まえ、センターが総合的に判断するものとする。
- (6) 新規就業者は、事業が終了したときは、速やかに漁家子弟支援事業終了報告書（別記第3号様式）を作成し、センターに提出する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 2

対象経費		支払内容等
生活支援費	新規就業者に支給する生活支援金	<p>[支払上限額]</p> <p>月額 150 千円以内</p> <p>※けがや病気等の特段の事由がある場合を除き、月 20 日以上は下表に掲げる漁業に関する作業に従事すること。</p>

別表 3

区分	研修内容
陸上作業	漁具の作成・補修、市場への水揚げ・選別、船や機関の点検・ドックへの同行・手伝い、市場（漁協等）の作業見学・手伝い、地区行事への参加、センター座学研修会等の講習会への参加など
海上作業	操船、漁場探索、漁具の投入・回収など（船を使用するもの）